

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 光市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.1%
全職員	55.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.6%
本庁課長相当職	97.6%
本庁係長相当職	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5%
31～35年	96.1%
26～30年	94.6%
21～25年	91.0%
16～20年	88.7%
11～15年	71.5%
6～10年	79.9%
1～5年	78.1%

【説明欄】

男女間の賃金差が生じている主な要因として、

- ・女性職員の平均継続勤務年数が男性職員 21.6 年、女性職員 16 年であり男性職員と比較して少ないこと
- ・管理職に対する女性職員の占める割合が、部長級が 0%、部次長 0%、課長級 12.5%、係長級 28.0%であり男性職員と比較して少ないこと
- ・会計年度任用職員（短時間勤務職員）のうち 75%が女性職員であり男性職員と比較して多いこと
- ・再任用職員のうち 23%が女性職員であり男性職員と比較して少ないこと
- ・任期の定めのない常勤職員で勤続年数の少ない職員において、民間事業所等で職務経験を経て採用された男性職員の割合が高いこと

が挙げられる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。